

質 疑 応 答 書

事業名 被爆証言応答装置製作等業務

基本仕様書等の 項目	質 問	回 答
基本仕様書 7 業務の仕様 (2) 被爆証言応答 装置の仕様	・ポータブルメディアはバックアップデータの保存以外の用途はあるか。 ・また、こちらで用意する必要はあるか。	・現時点ではバックアップデータの保存以外の用途は想定していません。 ・バックアップデータを格納したポータブルメディアは基本仕様書11(8)に記載のとおり、受託者に成果物の一つとして提出（納品）いただくものです。
基本仕様書 7 業務の仕様 (3) 被爆証言応答 装置の機器構成	T V とプロジェクターはそれぞれ何台必要か。	基本仕様書に記載のとおり、セット台数の内訳は提案としますが、モニターを使用する常設型2台、プロジェクターを使用する可搬型3台を想定しています。
基本仕様書 7 業務の仕様 (3) 被爆証言応答 装置の機器構成	展示場所にディスプレイがある場合、そちらを流用できるが必ず計5台必要か。	展示場所にはディスプレイ等がない（機器を全て持ち込む必要がある）ことを前提としてください。

基本仕様書 7 業務の仕様 (3) 被爆証言応答装置の機器構成	運用者、利用者向けのタブレット（キーボード付き）は応答装置と同じ5セット（計10台）で良いか。	お見込みのとおりです。 なお、基本仕様書7(3)に示す機器構成はあくまで参考とすべきものであり、詳細は提案とすることに御留意ください。
基本仕様書 7 業務の仕様 (5) 被爆者証言映像の制作	被爆証言応答装置で再生する30分程度のフルバージョンはインタビュー映像を編集したデータだが、編集前のインタビュー映像は納入しない認識で良いか。	お見込みのとおりです。
基本仕様書 7 業務の仕様 (5) 被爆者証言映像の制作	ダイジェスト版は被爆証言応答装置で被爆者の回答として再生しない認識で良いか。	お見込みのとおりです。
基本仕様書 7 業務の仕様 (5) 被爆者証言映像の制作	・「一問一応形式のインタビュー映像に先立ち、被爆体験を30分にまとめた被爆者証言映像を5人分それぞれ制作すること」とあるが、体験者が対話体験前に被爆者のひととなりを理解するために視聴する映像という認識で良いか。 ・また、30分・15分映像の納品は契約期間内2026年3月まででも良いか。	・30分（フル）・15分（ダイジェスト）の被爆者証言映像の用途についてはお見込みのとおりで、利用者に一問一答形式の対話を疑似体験していただく前に視聴していただき、対話の疑似体験に先立ち当該被爆体験証言者の被爆体験の概要を知っていただくことを目的に制作するものです。 ・30分・15分映像の納品時期は装置の運用を開始する令和7年8月を目安としてください。

(様式4)

基本仕様書 9 研修の実施	研修の対象者は広島市職員のみか。	本市職員に加え、装置を設置する施設の職員やボランティアスタッフ等を対象とすることを想定しています。
基本仕様書 9 研修の実施	研修の対象者は何人程度を想定しているか。	現段階で、1回当たり、最大20人程度を想定しています。
基本仕様書 9 研修の実施	研修は日本語話者向けのみという認識で良いか。	お見込みのとおりです。
基本仕様書 9 研修の実施	研修はオンライン研修も可能であるか。	オンラインの研修も可としますが、少なくとも1回は対面で実機を使った研修を実施することとします。
基本仕様書 9 研修の実施	3回の研修期間後、追加で個別研修は必要か。	追加の個別研修は必須とはしません。(提案いただくことは可能です。)
基本仕様書 9 研修の実施	ユーザーマニュアル、運用マニュアル、運用者向けQ & Aは日本語版のみという認識で良いか。	お見込みのとおりです。 (必須とするのは日本語版のみです。英語版のマニュアル類について、提案いただくことは可能です。)

応募説明書 7 審査	・プレゼンテーションの実施時にディスプレイ、ハードウェアの持ち込みは可能か。 ・また、外部インターネット環境は利用できるか。	プレゼンテーションの会場にはプロジェクター及びスクリーンを本市が用意します。プロジェクターでの投影を希望する場合は、そちらに持ち込みのP C等を接続することができます。これとは別にディスプレイ、ハードウェア等を持ち込むことも可能ですが、そのセットアップに必要な時間を別途設けることはできませんので御留意ください。 ・インターネット等との通信手段はプレゼンテーション参加者側で用意してください。
-----------------------	--	--

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。